# 令和元年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活 動 報 告 書

# 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 令和2年7月

## 【目次】

- ◇ 令和元年度 横須賀市障害とくらしの支援協議会 <活動内容> (P2~P34)
  - 1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P2~P3)
  - 2. 令和元年度の協議会の活動方針の概要 (P4)
  - 3. 令和元年度の協議会の活動成果の概要 (P5~P6)
  - 4. 全体会の概要及び開催状況等について (P7~P17)
  - 5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について (P18~P19)
  - 6. 基幹相談支援センター検討会の概要、開催状況及び活動成果等について(P20~P21)
  - 7. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P22)
  - 8. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について(P23~P26)
  - 9. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について(P27)
  - 10. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について(P28~P30)
  - 11. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について(P31)
  - 12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について(P32~P34)
- ◇ 令和元年度 横須賀市障害とくらしの支援協議会 <参考資料>
  - 1. 協議会の設置要綱 (P36~P39)
  - 2. 協議会の傍聴に関する要領 (P40~P41)

※注意:元号改正があったため、本活動報告書では、平成31年度→令和元年度のように表記を変更している。

# 令和元年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活動内容>

## ◇ 令和元年度の障害とくらしの支援協議会(協議会)の活動内容

## 1. 協議会の役割とその位置づけ等について

## (1) 役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

## (2) 位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、 そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、**横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていく**ことが必要である。

## (3)協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方々で協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として 取り組むべき課題について役割を果たすよう取組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結 する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉 審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会 等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、**協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策**について、本報告書を作成している。

## (4)協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成 24 年 4 月 1 日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第 4 期市町村障害福祉計画(計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度の3年間)の策定にあたって、平成 26 年 8 月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成27年2月に同計画を策定している。

## (5) 令和元年度の協議会の組織

全体会(年3回) 主に代表者

実務者運営会議(年4回開催)

障害者相談サポートセンター

(4-9月毎月開催)

基幹相談支援センター 検討会

## つながり創り連絡会

(各 年3~4回程度開催)

相 5 談 を支える連 支 援 連 絡 絡 会 会 個別支援調整会議

(偶数月 年6回開催)

困難事例等調整関係

個別の支援困難事例を検討

(スキルアップの場)

課題別会議

(各年3回程度開催)

短期入所のあり方検討 プロジェクト

移動支援のあり方検討 プロジェクト

### く全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、 協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

#### <実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。

#### <障害者相談サポートセンター(5委託相談事業所)>

ىع

も

支

援

連

絡

会

▶ 市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。

## <つながり創り連絡会>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、 地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

**くらしを支える連絡会**は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供の あり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

相談支援連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な 推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報 (サポートブック) の活用方法やその効果の検証を行うと ともに、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、サポートブックの活用の推進や関係機関の 役割の調整により、地域の家庭と教育と福祉の連携や支援力の向上を図る。

## <個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

困難事例等調整関係は、個別の支援困難事例(虐待事例を含む)への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げる ことにより、支援者のスキルアップを図る。指定特定相談支援事業所が支援困難事例を相談できる場とする。

## <課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を 明示して会議を設定する。

**短期入所のあり方検討プロジェクト**は、保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりや より適切な短期入所のあり方を検討する。

移動支援のあり方検討プロジェクトは、圏域内の移動支援に関する基本的な考え方のすり合わせやより適切な移動支援 のあり方を検討する。

## 2. 令和元年度の協議会の活動方針の概要

- (1)協議会は、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会 (くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会)、課題別会議 (短期入所のあり方検討プロジェクト、移動支援のあり方検討プロジェクト) を組織し、活動を行う。また、基幹相談支援センターを含む市の相談支援体制につい て検討を行う「基幹相談支援センター 検討会」を新たに設置し活動を行う。
- (2)全体会は、年3回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や 意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議を行う。 協議会全体の体制に関しても検討を行う。

また、昨年に引き続き研修を行い、広く障害理解と支援力向上を目指す。

なお、権利擁護研修会は市虐待防止センター主催とし、協議会としては別途研修会 を行うものとする。

- (3) 実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会(くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会)の取り組みについては、「各連絡会及び各会議の活動状況について」の別添資料に記載のとおり。
- (4) 平成25年度から平成30年度の活動報告書については、協議会の成果として 広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、<u>市のホームページ</u> <u>に掲載しており、令和元年度の活動報告書も引き続きホームページに掲載する</u> **予定である。**

## 3. 令和元年度の協議会の活動成果の概要

## 【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

令和元年度の協議会の活動としては、全体会(3回(書面会議1回)、研修会1回) 実務者運営会議(4回(書面会議1回)、基幹相談支援センター検討会(6回(R2年4月に書面に よる報告の通知あり)、個別支援調整会議(6回)、つながり創り連絡会として、くらしを支える連 絡会(3回、活動企画1回)、相談支援連絡会(3回、勉強会1回(第4回及び研修会は中止)、こ ども支援連絡会(3回)、課題別会議として、短期入所のあり方検討プロジェクト(プロジェクト (3回)・ワーキング(2回))、移動支援のあり方検討プロジェクト(3回・生活介護事業所 送 迎等課題検討会)を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備など について協議した。

そのほか、全体会では、「福祉事務の煩雑さにより、本来の業務に力を注げない」「相談室あすなろのボランティア活動の内容を知りたい」「基幹相談支援センターとはどんなものかイメージできない。当事者の方にわかりやすい、使いやすいものとしてほしい。」「千葉県では市内だけでなく広域で連携がとれている事例がある。好事例を参考にしたい。」「地域生活支援拠点をつくるために、協議会には実際にサービスを提供する事業所が参加しないと意味がない。」「協議会の中に基幹相談支援センターの検討会を設けた。積極的に議論をしていきたい。」「障害者相談の三層構造の相談支援事業には基本的に賛成している。不備や機能しないことがあれば柔軟に対応してほしい。」「障害福祉相談員を市のケースワーカーが知らなかったという事例があった。」「市のケースワーカーの立場を明確にしてほしい」「ここに行けば解決するという場がほしい。他人事にしないでほしい。」「委託相談支援事業所の人員を増やすように予算をあげてほしい」「これからの協議会が相談だけでなく、障害者福祉の根本的な問題を解決するために実りある活動を展開していきたい。」などの意見が出された。

なお、各連絡会・各会議の主な取り組みについては、次のとおり。

## ◇困難事例検討会議での事例検討 ◇

個別支援調整会議において、支援困難事例を4事例の検討を行った。令和元年度は平成29年度から引き続いて、サポートセンターだけでなく、日々相談を実施している指定特定相談支援事業所にも参加を呼びかけて、一緒に事例を検討できるようにした。本事例検討は困難事例の課題解決の方法を共有することによって横須賀市の相談支援事業全体の向上を目指している。

## ◇基幹相談支援センターと相談支援体制の検討 ◇

基幹相談センター検討会において、本市の基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制について幅広く議論をすることができた。検討会を中心に骨格をまとめ、各部会での意見を徴収し、まとめて第2回全体会において協議会全体の意見としての合意形成を行った。

## ◇実務者運営会議における協議会運営の課題に関する整理、検討 ◇

実務者運営会議において、①相談偏重の協議会運営についての問題②新しい支援者において協議会の役割等の理解が行き届いていない現状③会議の回数の多さと、参加者の固定化 等の問題が提出された。まず、協議会の歴史について振り返り、振り返りをもとに協議会について理解を深めていきたい、との意見がだされた。これらの課題は令和2年度においても引き続き検討され、協議会の再編の際にも活用されていくこととなる。

## ◇防災・災害宅作についての積極的な議論 ◇

くらしを支える連絡会において、防災、災害対策についてDVDの鑑賞およびグループワーク 等も交えながら通年にわたり議論を行い、理解を深めた。地域の活動(知的障害者地域支援ネットワークの「広げよう支援の輪」、「知ろう 避難所のこと」というテーマの活動)や芦名での地域住民の取り組み等の共有が行えた。

## ◇相談支援の質の向上のための取り組み ◇

相談支援連絡会において、「モニタリング」について、各事業所における課題や悩みの共有ができた。特に1人で相談支援を行っている事業所も多いことから、他の事業所の思いなどを共有できてよい機会となった。なお、相談支援連絡会の研修会は相談支援連絡会に限らず幅広く呼び掛ける予定であったが、中止となり残念な結果に終わった。

## ◇サポートブックの推進と児童における課題の検討 ◇

現在のサポートブックの書式について今年度は据え置きとした。大人向けサポートブックに関する検討を行い、書式を追加するなど工夫を行った。サポートブック配布窓口の拡大を検討したが、支援者のサポートブックを読み取り、支援に活用していくための勉強会を開催して、そののちに再び検討することとした。

障害のある児童に関する課題を吸い上げ、その課題について協議した。未就学の障害児の緊急時の短期入所先について情報共有を行った。重心以外の未就学の障害児は障害福祉サービスの短期入所先がないため、保護者が入院した時等の対応に不安がある。母子家庭や父子家庭となるとなかなか難しいのではないかという声があがった。

また、養育を行う保護者にも障害や病気があり、適切な養育が行えていないケースについても意見交換を行った。特に福祉につながっていない場合、近隣住民や地域では「適切な養育が行うことのできない保護者」という点で止まってしまい、その背景や事情まで察知、支援していくことが難しいのではないかという課題があがった。一番児童と家庭に関わる学校が察知し、関係機関につなげていくことが重要なのではないかという意見があがっている。

## ◇緊急時の短期入所についての制度検討 ◇

緊急短期入所事業の委託事業が令和2年度から委託を受ける事ができないため、緊急短期入 所のあり方について検討した。その結果、緊急時は市内の短期入所事業所で受け入れ調整して いくための、必要な加算について検討した。

## ◇移動支援について ◇

移動支援は課題が山積している。まず、基本的な市の姿勢を示し、その後、移動支援の現状のイメージや移動支援活用における課題、今後、目指していく方向性について、情報共有を行った。その上で、特に通学と通所利用の課題について、他の制度を活用できないかどうか、生活介護事業所や教育部門等へのヒアリングなどを含め、検討していくことになった。

令和元年度は特に生活介護事業所の実態把握に努め、施策への反映の検討を行っている。なお、教育部門へのヒアリングはできていないため、引き続き対応が必要となっている。

## ◇市のホームページ等による情報発信 ◇

平成30年度の協議会の活動報告書を、市のホームページに掲載した。

# 4. 全体会の概要及び開催状況等について

## 【全体会の概要】

	個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、			
役割	その内容について意見交換し、協議する場。			
	障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。			
回数	年3回(書面会議1回を含む) ※研修会1回			
	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、			
	児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、神奈川県精神障害者地域生活支援			
	団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、共同生活援助事業所(横須賀グル			
	ープホーム連絡会)、障害者施策検討連絡会、障害当事者(たけのこ会)、障害者相談サ			
委員	ポートセンター、就労系事業所、就労支援関係機関(よこすか障害者就業・生活支援セ			
構成	ンター)、企業関係機関(横須賀商工会議所)、地域福祉関係機関(横須賀市社会福祉協			
	議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会)、教育機関(神			
	奈川県立武山養護学校)、療育機関(横須賀市療育相談センター)、行政関係(神奈川県			
	鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部			
	こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課)			
事務局	福祉部障害福祉課			

## 【全体会の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年 7月2日(火)	* 平成30年度 協議会活動報告について * 平成30年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * 平成30年度 障害者虐待防止センターからの報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 各連絡会・各プロジェクトの活動状況について * 令和元年度の協議会の取り組み(案)について * 意見交換
第2回	令和元年 10月3日(木)	* 基幹相談支援センター検討会 検討結果について * 意見交換
研修会	令和元年 11月18日(月)	* 当事者、施設・作業所職員、家族等幅広く対象とした研修会、「みんなでつくろう地域のくらし ~いま、よこすかではじまる仲間づくりの新しいとりくみ~」を開催。  * 当事者と相談支援事業所職員による寸劇、sukasuka-ippoから「親たちがつくる未来の横須賀」について講演を行った。  * 講演の後、研修参加者全員で地域で自分らしく生きることについてグループワークを行った。
第3回	書面会議	* 第6期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見について(案) * 令和2年度の協議会の組織改正(案)について * 各連絡会・各プロジェクトの活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 障害者虐待防止センターからの報告について * 研修会の報告について

#### 内 容

#### ○委員からの質問

p 2、(3)「協議会と市の関係」の項目で(3段落以降)「協議会の代表等が社会福祉審議 会等の委員の一員として参加していく仕組み」という点を具体的に説明してほしい。

## 〇事務局回答

協議会から代表が参加している。協議した意見を審議会でも伝えられるような意図がある。 行政としては施策を考える上での参考としている。

#### ○委員からの質問

今年度は社会福祉審議会の改選時期であるが、どのような体制で考えているのか。

#### ○事務局回答

前年度に審議会から依頼があり、結果的には今年度は海原会長が参加することになった。

#### ○協議会会長の回答

実務者運営会議の中で代表者を検討した。今回の審議会は委員全員が入れ替わってしまう ため、前回からの引き継ぎができないことが問題であった。(海原委員が)もう一期、担当 となることを提案させて頂いた。委員に対して文章を出して提案し、了承して頂いた。

## ○委員の意見

全体会の研修会に参加した。和やかで良かったが、参加者の出入りが多く、講演の話を聞 き取れなかった。良い面も悪い面もあったが、ぜひ開催を続けて欲しい。

#### ○委員の意見

講師の話の聞き取りづらさは、マイクの使用方法の影響もある。次年度は検討していきた い。

○協議会会長より委員に向けての意思確認

協議会の活動内容を市のホームページに掲載して良いか。

## ~全員承認~

## (2) 平成30年度 障害者サポートセンターの活動報告について 各サポートセンターより資料2-1、2、3、4に沿って報告があった。

(3) 平成30年度 横須賀市虐待防止センターからの報告について

事務局より資料3をもとに説明があった。

## (4) サービス等利用計画等の進捗状況について 第1回

事務局より資料4-1をもとに説明があった。

## 以下、各委員からの意見、質問(抜粋)

#### ○委員の意見

サービス等利用計画作成について。国の方針で1回あたり請求できる人数は、相談支援専 門員1名あたり35名となっている。事業所不足で計画相談支援の対応ができず、セルフプ ランとなることもある。適正な計画作成、加算取得のための取り組みが成されているか。 行政はどのように捉えているのか。

相談支援体制の整理をする必要はある。相談支援事業所の受け持つケースの負担感はそれ ぞれ異なり、事業所を比較するとアンバランスさが目立つ。 p 25. H30 年度相談支援連絡 会の報告にあるが、平成30年5月16日、平成31年3月20日で相談支援事業所情報交換 会にて事業所を対象に加算について説明した。加算取得のためには、研修が必要なものや 人員配置の条件もある。

## ○委員の意見

福祉事務の繁雑さ、相談員の事務量の煩雑さの軽減できないか。高齢福祉分野も含めて検 討してほしい。加算申請のフォーマットが国様式は煩雑であるため、簡略化できないか。 厚労省にも確認した。現場職員が分かりやすい視点で取り組むことができ、相談支援に力 を入れられるよう配慮してほしい。

#### ○委員からの質問

相談支援事業所の「恵心」が事業終了となった理由を知りたい。大変熱心なところという 印象があった。

#### ○事務局回答

株式会社である介護保険事業の人員不足もあり、相談支援事業所の運営が困難となった。 計画相談支援を終了するにあたり、恵心から事前にリストを頂き、他事業所への引継ぎや セルフプランへの移行を行っている。

#### ○委員からの質問

あすなろのボランティア活動の内容を知りたい。

## ○委員(相談室あすなろ)回答

当事者からボランティアをしたいという声が上がった。働いている方、いじめを受けても 社会との繋がりを求めている方、障害を抱えて働き定年退職して介護保険の要介護には該 当しない方、様々な方がいる。衣笠行政センター、ボランティアセンターにも協力を呼び かけ、衣笠十字路の地下のゴミ拾いから始まり、平作川沿いの掃除まで発展した。

#### ○委員から委員への質問

グループは随時入会できるのか。

○委員(相談室あすなろ)回答

現在は6名で活動している。基盤を整えて、安定して活動できれば、いずれは公募したい。 〇委員からの質問

質問が2点ある。1つは、資料3の経済的虐待とは何か。数字だけでなく、グラフ表示など工夫出来ないか。2つめは、相談室あすなろの8050問題について、どのような方向で取り組んでいきたいのか聞きたい。逗子の引きこもりケースで、昼夜逆転の生活を生かしているが、朝晩はマクドナルドで活躍している方もいる。

#### ○事務局

委員の1つめの質問に対して回答する。経済的虐待とは、障害者本人の年金や給与を家族が使い込んでしまうなどの行為である。グラフ表示については検討していきたい。

#### ○委員(相談室あすなろ)回答

委員の2つめの質問に対して回答する。8050問題で関わったケースは数名。メンバーの中に、仕事はできないが経済的には安定している方がおり、現在は当事者グループの中心的な存在として活躍している。8050問題はマスコミにも注目され、今後ももっと件数が増えるのではないか。

#### ○委員からの質問

8050 問題の窓口、市の窓口はどの部署が担当となるのか。

#### 〇事務局回答

年齢にもよるが、8050問題の窓口は保健所健康づくり課が担当する。

#### ○委員からの意見・質問

当事者の親の不安を取り除くことが必要である。8050 問題関係で父母会のようなものはあるのか。

#### ○事務局回答

保健所では家族会、引きこもりの会は実施している。

## ○委員からの質問・意見

サービス等利用計画について。サポートセンターの人手不足で対応出来ず、新規の相談者がセルフプランになっている。計画相談からセルフプランへ移行した方はどのくらいいるのか。計画作成によって第三者の目が入り、支援の振り返りが出来る。8050 問題はどこに相談にいけばよいのか。どこに相談しても、きちんと解決に向かうように関係機関が繋がり、市役所内部でも横の連携をしっかりとってほしい。

#### ○事務局回答

計画作成からセルフプランへ変更した人数は、現時点では把握していない。次回は数字化 してお伝えしたい。

#### ○委員意見

あすなろでは計画相談支援の新規相談を受け付けられず、先着順になっている現状がある。 情報の早い保護者をもつ児童や通所先のある方が計画相談への繋がりやすさがあり、後か ら計画の必要性に気づいた方は支援介入の困難性が高い場合が多い。その方がセルフプラ ンになり、より困り感の強い人に支援の手が届かない。すべての人に計画を作らなければ いけないのか、優先順位をつけていくのか悩ましい。

#### ○事務局からの回答・意見

今後検討し、市の方向性として示していきたい。

## (5) 各連絡会及び各会議の活動状況について

資料5-1、2、3、4、5、6、7、8をもとに各協議会より説明を行った。

## (6) 令和元年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み (案) について

事務局より資料6-1、6-2について説明があった。

※資料6-2の障害者相談サポートセンターの「基幹相談センターを担う人材の育成」 という項目は実状に合わせて削除した。

以下、各委員からの意見、質問(抜粋)

#### ○委員からの質問

相談支援情報交換会で行政が関わらない理由とはなにか。

## 〇相談支援連絡会 会長からの回答

行政職員が入らない方が活発な意見交換が行えるのではないかという配慮がある。一方、 内容によっては行政職員がいた方が進めやすいこともある。内容によって検討したい。

#### ○委員からの意見

資料5-2の基幹相談支援センター検討会についての文章が分かりにくい。令和2年度末までに協議を集中して行い、令和3~4年度で設置するのか。第6期障害福祉計画の中で位置づける理解で良いか。「令和2年度の設置に向けて協議を行う」とした方が良い。

#### ○事務局回答

基幹相談支援センターは、令和2年度中に開設予定である。市長の施策方針演説でも述べられている。

## ○委員からの意見

予算と計画の流れが一致しない。基幹相談支援センター設置の話は、平成 24 年度の第3期障害福祉計画から議論されてきた。結論が先送りとなり今回で第5期となる。課題ばかりが複雑になり、結論が先送りになっている。スピード感は行政施策に求められることである。スピード感を増すためにどうしていったら良いか。民間の力をどう活用していくか考えていく必要がある。地域生活支援拠点も平成 32 年度までの設置と言われているが、予算措置されていない。当事者にとって施策は分かりにくい。市のビジョンをみせてほしい。〇委員からの意見

基幹相談支援センターとはどんなものかイメージできない。当事者の方が使いやすい分かりやすいものにしてほしい。委員に当事者も参画して意見を聞ける場を設置してほしい。

#### 〇会長回答

基幹相談支援センターの設置に関して、ある程度形ができたところで当事者や家族から意見を集める場を作る予定である。

#### ○委員からの意見

計画作成の先着順と関連した話だが、意見交換会でもサポートブックの目的・使い方について話があり、当初は共通理解があった。後から交換会に参加した方には理解にばらつきがある。移動支援や短期入所のサービス利用も先着順になっている現状がある。サービスを利用できていないが、潜在的にサービスを必要とする方も多くいることを考えてほしい。 〇委員からの意見

くらしを支える協議会の支援者のネットワークづくりについてPRをしたい。グループホーム連絡会では8月2日、新規2カ所の見学会を開催する予定である。

#### ○委員からの意見

情報提供をしたい。習志野から船橋の基幹相談支援センターへ相談したケースがある。ネットワークがしっかりされており、市内だけでなく広域で連携がとれている自治体があることを知った。好事例を参考にしたい。

## ○委員からの意見

地域生活支援拠点を作るために、協議会には実際サービスを提供する事業所が参加しないと意味がない。県内入所施設に関しては、「対象でない、空きがない、人手がない」という3つの理由で断られることが多いが、年間の施設入退所者数は何十人といる。事業所の状況をどう把握しているか、協議会の中で声が上がる仕組みがない。相談支援事業だけでなく、タイムリーなネットワークをどう作るか。行政がどうリードしていくか。基幹相談支援センターは社会資源である。地域の事業所の状況がどうなっているか把握できる。使い方のルールや手続きだけではなく、当事者や家族の困り感を解決するためのネットワークの仕組みをつくれないか。民間を巻き込みながらスピード感をもってやってほしい。

#### ○委員からの意見

前々年度、相談支援体制会議で1年ほど議論を続けた結果、協議会の中に基幹相談支援センターの検討会を設けた。具体的に協議が進んでいる。市のビジョンをもとに活発に議論 していきたい

## 第2回

荒木委員代理より簡単な経過説明等を行い、事務局より資料1と2に沿って説明を行った。

以下、各委員からの意見、質問(抜粋)

#### ○委員からの意見

3層構造については基本的に賛成している。それぞれの層の役割についても妥当ではないか。机上ではなく、不備や機能しないことがあれば、柔軟に対応してほしい。3層構造が機能するか否かは当事者、当事者家族の使いやすさ、満足度が目安になる。3層構造は相談支援事業所が軸であるが、多種多様の事業所が関わっている。

## ○委員からの質問

基幹相談支援センターについて、総合的・専門的な相談支援の実施とあるが、以前の協議会での議論では、ワンストップ、コーディネート、生涯一貫した支援、短期入所の調整など、調整能力をふまえた中核を担う機能だったと思うが、どうなったのか。

また、p3の24時間365日は関係機関向けなのか。

#### 〇事務局回答

短期入所の調整については、短期入所プロジェクトの中で、緊急時の対応を中心に検討している。ワンストップについては、3層構造の中で難しい所もあるが、一義的には最前線の委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所が受けていく。生涯一貫した支援については、はぐくみかん(こども部局)との調整が必要になっていく。

他地域で市民向けに 24 時間 365 日の対応をしている所もあるが、こころの相談電話のような形になってしまい、うまく機能しない。そのため、関係機関向けの 24 時間 365 日対応と考えている。

#### ○委員からの意見

本人や家族へ向けた説明会について、ぜひ基幹相談支援センターが立ち上がる前に行ってほしい。児童の部分については、ワンストップやインテークなど分かりやすいという部分、 当事者の立場で検討してほしい。途中で相談の場が変わってしまうのが心配。伴走できる 人がいないと不安。流れを話してほしい。

#### ○事務局回答

基幹相談支援センター検討会の委員との検討をふまえ、今後、説明の場を設けるよう検討していく。

#### ○委員からの質問

3層構造について、基幹相談支援センターを直営、委託でそれぞれ行う場合のメリット、 デメリットを含め、議論があったのか知りたい。

#### 〇事務局回答

第4回の基幹相談支援センター検討会の時に、様々な可能性があるということで伝えた。 内容に関しては、直営だから大きく変わるということがないようにと思っている。市長からは基幹相談支援センターは大事なので、直営という話があった。1つの選択肢として伝達した。

## 〇委員(行政)回答

直営の話については、市長から障害福祉課に対して、直接言われた訳ではないが、意見として言われているものだ。基幹相談支援センター検討会では、直営、委託という詳細な所は検討していないが、事務局としては検討する中で、当初から委託が良いのではと考えている。

## ○委員からの意見

基幹相談支援センターが直営であると、施策につながりやすいなど期待がある。デメリットとして、担当が異動等で変わる点もある。当面は市が行うというのも1つ良いのではという意見を伝えたい。

#### ○委員からの意見

障害福祉相談員は、市と連携して障害者やその家族からの相談に応じているが、市のケースワーカーが知らなかったという事例があった。3層構造で相談支援を行うから行政が関わらないというのではなく、一度は話を聞いてほしい。

市のケースワーカーの役割を明確にしてほしい。基幹相談支援センターができて、市のケースワーカーが相談を受けないというのは違うと思う。市のケースワーカーの関わりを明確にしてほしい。

緊急の相談は基幹相談支援センターができたら、オールOKということではないことは分かっているが、どんなサービス足りないのかなど適切に把握し、制度や施策に反映させていってほしい。

#### ○事務局回答

一度は話を聞いて振り分けてつなげていくのが良いと考えている。市のケースワーカーが 支給量の決定で現場の職員と意見が合わず、調整する場合もある。また、直接市に相談と いうケースもあり、市のケースワーカーの相談をなくすことは全く考えていない。足りな いサービスの把握というのは、今後、相談しながら協力して進めていきたい。

#### 〇委員 (行政) 回答

市は相談支援体制全般に責任を持っていく。全てのチャンネルが1度は受け止める。障害

福祉相談員の周知については、民生委員向けに行うように動いている。

#### ○委員からの意見

ここに行けば解決するという場がほしい。他人事にしないでほしい。高い専門性という点は市が担っても良いのではないか。つなぐ、調整ではなく、解決をしてほしい。

地域生活支援拠点事業は、資料1に記載された3つの機能だけでなく、他にも2つあり、 全部で5つの機能があるはず。「相談」、「専門的人材の確保」「地域の体制づくり」を整備 して終わりという誤解をまねくのでは。中途半端な印象を受けた。

障害とくらしの支援協議会を市と協働というは良いと思う。平成 28 年の時はあくまで市は 外部というスタンスだったが、今回の協働というのは施策反映と関連付けられていて、評価したい。

## ○委員からの意見

直営の場合、今の市の体制のままというのはやめてほしい。直営になるのであれば、必ず 決まる前に説明してほしい。直営の場合は、基幹相談支援センターのチェック機能として、 この協議会を活用してほしい。

#### 〇委員(行政)回答

市長が直営と言ったとしても、看板だけつけるというのではなく、人員の確保、専門職の 配置がないと無理。ぶれるつもりはない。直営は考えていないが、もし、直営ということ であれば、チェック機能のことを検討していく。

#### ○委員からの意見

ワンストップ機能を委託相談支援事業所が担っていくことになると思うが、金銭的に厳しい所はあると思う。財政的に切られてしまうかもしれないが、委託相談支援事業所の人員 を増やすように予算をあげてほしい。

今回の西地区のサポートセンターのプロポーザルでは、市外事業者も認められていたが、 できるだけ市内の事業所を優先してほしい。

#### 〇委員(行政)回答

横須賀市のことが分からない事業者ではいけないと考えている。

#### ○委員からの意見

仕組みの話は概ね検討できだが、中身の話をもっと詰める必要がある。西地区のサポートセンターは、プロポーザルで選定してできるが、例えば、西地区の発達障害 40 代の相談はどこが担うのか等を具体的に話をしたい。この後、相談支援体制の進め方等を継続して議論する場があるのか。

#### ○事務局回答

基幹相談支援センター検討会は、予算に向けてという所で9月で一度終了する。他の委員の皆さんから意見を頂きながら、議論、整理を継続していきたい。

#### ○協議会会長

基幹相談支援センター検討会については、事務局から各委員に継続して議論する必要があるか等、投げかけて頂き、継続していくか考えていきたい。

### 意見交換

以下、各委員からの意見交換(抜粋)

## ○委員からの意見

前回の全体会に欠席したので、議事録を楽しみに読んだ。一番印象に残ったのはある委員が発言された「協議会は相談支援の問題を扱うだけではない」。という所。今、協議会にとって最も大事なことだと思う。「これから横須賀市がこの協議会の運営に積極的に関わる」という、そういう頼もしい発言もあった。これから協議会が相談だけではなく、障害者福祉の根本的な問題を解決するために、実のある活動を展開していきたい。横須賀市の関わりに期待したい。

## ○委員からの意見

サービス等利用計画を災害時に活用してほしい。具体的に何が避難所で必要なのかなど、 書いておくと活用の道があるのではないか。サービスを利用していない人も委託相談支援 事業所に相談に来て把握しているから良いのではないか。

また、3次避難所は具体的に何を担っているのか、あきらかにしてほしい。

#### ○委員からの意見

3次避難所として、断るわけにはいかない。協力体制が必要。市とコミュニケーションを 重ねて一緒に考えたい。

#### ○委員からの意見

平成 28 年に内閣府から福祉避難所のガイドラインが出ている。3 次避難所をオープンにしている市町村もある。施設連絡協議会を通して、市へ申し入れをしており、締結内容についても協議していきたい。

#### ○オブザーバー(圏域協議会)からの依頼

緊急時の対応について、短期入所事業所や通所事業所を対象に、受け入れ側の課題の実態 調査を行うので、協力をお願いしたい。

## 第3回

会議)

○書面会議のため以下については資料送付(書面)にて報告を行った。

(書面

・活動状況について(基幹相談支援センター検討会、個別支援調整会議、くらしを支える 連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会、短期入所のあり方検討プロジェクト、移動 支援のあり方検討プロジェクト)

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について
- ・虐待件数報告
- ・令和元年度横須賀市障害とくらしの支援協議会研修会の報告について
- ○書面にて以下の点について意見交換を行った。
- ▼第6期 横須賀市障害福祉計画への意見提出、スケジュールのすすめ方

## A委員

- 数値目標だけでなく、施策の方向性にも、意見を出していくことが必要だと思う。
- ・障害当事者の生活があってこそ、障害福祉計画の意義をもたせる事ができるのだ。

## B委員

- ・障害福祉計画について、理念法に対しても意見を出したほうが良いと思う。
- ・数値を出すにも、その背景にあるはずの理念がはっきりしないと空虚な数字になると 思う。特に障害のある人本人の意見を集めるためにアンケートだけでは不十分だと思う。
- ・障害福祉計画の検討部会でも提案するが、大人数を集めての会議は難しい情勢のため、 障害のある人が通っている事業所や学校などで本人が本音を話せる環境での聞き取りが 必要。

## 事務局回答

- ・障害とくらしの支援協議会(自立支援協議会)に意見を聴くことができるのは障害福祉 計画。また、障害福祉計画は、主に数値目標について記載されている。(第5期横須賀市 障害福祉計画第第3章、第4章 参照)
- ・これらのことから、主に障害とくらしの支援協議会では数値目標について意見を提出できることになる。しかし、施策の方向や、背景にある理念を踏まえて数値目標や、見込量を検討することは可能と考える。どのような数値目標や見込量を考えれば施策の方向性や理念に影響を与えることができるのか、等についてご検討いただけるとよいと考える。「アンケートだけでは不十分・・・」以下のご意見については障害福祉計画作成の担当に伝達をさせていただく。

## ▼ (仮称) 相談支援体制検討会について

- ※令和2年度の対応として以下の点についてご意見をいただきたいと問題提起した。
- ① (仮称) 相談支援体制検討会の名称
- ②(仮称)相談支援体制検討会委員構成(昨年同様、基本的には、協議会会長、実務者 運営会議委員長、副委員長他事務局に一任させていただきたいが、委員の皆様におい ては、ぜひ参考意見を提出していただきたいと考えている。)
- ③ (仮称) 相談支援体制検討会の検討内容案
- ④ (仮称) 相談支援体制検討会案の開催時期 等
- ①②④に関しては概ね事務局と会長等で調整させていただくが、全体会委員の皆様におかれましては、主に③を中心として意見を提出していただきたいと提起。

## A委員

- ①②④については、会長と事務局に一任する。
- ③A 指定特定相談事業所の財源確保
  - B 計画相談優先ではなく、一般相談優先の方向性を確立すること。

#### B委員

・相談支援体制検討会では、相談全体にかかわる課題の検討が必要だと思う(実務者運営会議の意見にも項目が出ていた)。そのうえで、一番最初に検討課題の整理をしたように、課題と解決に向かう方向性をはっきりさせ、三層で行う場合のそれぞれの役割をはっきりするべきだと思う。

## 事務局回答

- ・A委員の③A指定特定相談事業所の財源確保について、報酬等を決定するのが国であるため、対応が厳しいと考える。「計画相談優先ではなく、一般相談優先の方向性を確立すること」との意見だが、ここでいう一般相談とは所謂「一般的な相談」であるのか、指定一般相談であるのか、文面からは読み取れなかった。
- ・B委員の「相談全体にかかわる課題」を具体的に明記いただければ、相談支援体制検討会に情報提供が可能と思われる。

相談支援の三層のそれぞれの役割、機能については令和元年度の基幹相談支援センター検討会で検討させていただいており、令和元年度第2回全体会で説明させていただいている。

## ▼障害とくらしの支援協議会体制について

## A委員

・ここ数年、当協議会は基幹相談支援センターの問題から、その活動の主軸が、相談支援 体制の検討になっている。

しかしながら、障害当事者の生活を支えているものの主流が各種サービス事業である。 その様な中でサービス支給量不足や人手不足により障害当事者にとっては、これまでに ない厳しい生活を強いられています。このような現状を我々委員と行政が切々と語りあ い、解決への模索を行う事が当協議会の本来の姿であると思う。

ぜひ、当協議会が本来の姿にもどる事を願う。

## B委員

・障害とくらしの支援協議会の体制については特に移動支援と短期入所のプロジェクトでの課題への解決の方向性に疑問を感じます。せっかく抽出した課題や優先順位に沿って進んでいるようには思えない。障害のある人本人の生活の実態からの検討を望む。

## 事務局回答

- ・A委員のご意見と同様の意見が、実務者運営会議でも出ている。令和2年度は協議会の 組織を大きく変える検討を行い、令和3年度から実稼働をさせていきたいので、意見と して受容し、組織改正の参考にさせていただく。
- ・B委員からは「解決の方向性への疑問」「せっかく抽出した課題や優先順位に沿って進んでいるようには思えません。」と指摘いただいている。ご意見については、プロジェクトに伝達をさせていただく。なお、それぞれのプロジェクトには障害のある方のご家族も参加しているので、障害のある方の生活の実態を把握しながらの検討が可能となっている。

## 【研修会の概要】

## ≪開催日時≫

令和元年 11 月 18 日 (月) 10:30~12:30

#### ≪開催場所≫

横須賀市市役所 正庁

#### ≪テーマ≫

地域で自分らしく生きる

#### ≪内容≫

- ①講演1 ぱっぴーの活動から 相談室あすなろと利用者の仲間たち
- ②講演2 親たちがつくる未来の横須賀 Sukasuka-ippo 五本木愛氏
- ③感想を共有するグループワーク

#### ≪参加人数≫

86 名 (うち、当事者 16 名、施設職員 28 名、当事者家族 12 名、その他 30 名) ※その他…相談員、病院職員、教職員など

講演は二部構成で、劇を交えたぱっぴーの発表は会場に笑いが溢れる和やかな雰囲気となり、 Sukasuka ippoの講義式の活動報告は参加者が聞き入るような魅力的な内容だった。

参加した当事者や支援者からは、「居心地の良い場、笑える場を作り出せることがすごい」 「当事者のニーズを形にする行動力が素晴らしい」「誰かの役に立つ、仲間づくりが実り多い活動である」などの感想があった。閉会後、アンケートを行った。

#### ≪アンケート結果≫

#### 1. 回答件数

#### 46 件

(うち、通所・入所施設9件、グループホーム職員1件、当事者5件、当事者家族9件、地域作業所・地域活動支援センター5件、居宅介護職員3件、その他14件)

#### 2. 集計結果

① 研修会の内容は参考になりましたか。

なった40件 ならなかった0件 未回答6件

#### 理由:

- ・講演内容にとても興味が湧いた。日々、療育にあたりこんな支援があればと感じていた事が現実に 動いていることを知り、意欲が湧いてきた。
- ・当事者、家族の話が聞けたことがとても勉強になりました。楽しく聞けました。
- ・利用者、支援者、保護者のつながりや情報共有の大切さ。もっと現場を把握すること。
- ・ぱっぴ一の活動。障害のある方とボランティアの方が共にゴミを拾うというシンプルな内容でありながら、とても有意義な活動だと感じました。広がるころを望むと共に、私もさっそく地域で声掛けしていきたいです。
- ・ぱっぴーの活動内容がよくわかり今後の業務に生かしていきたいと思った。居心地の良い場所、何を言っても笑える場があるということ、その場を作れることが本当に素晴らしいと思いました。ippoの活動も居場所づくりしてママさん自身が作り出すという所がすごいと感じました。作り出すこと、その能力がほしいです。
- ・ぱっぴーは縛りのないゆるい活動で地域の中に出ていく。スカスカは、制度の不備に文句を言うのではなく、自分達で使いやすいものを作っていく姿勢。スピード感ある事業展開の素晴らしさ。
- ・ぱっぴ一の活動に参加してみたいと思った。
- ・あすなろさんの発表に工夫があって良かった。グループの話し合いが有意義だった。もう少し時間があっても良かった。
- 活動の参加に必要なのは、気軽に入れる等身近であることが大事。
- ・個の力のすごさに触れました。明るい!元気!
- ・sukasuka さんの取り組みは、困り感から未来への想いなど理念がしっかりして見通せる。
- ・障害あるなし関わらず事業を展開する姿勢が素晴らしいと思いました。業務にその姿勢をもって取り組みたいです。
- ・Hair salon Sarah とパッピー、色んな情報を聞けて良かったです。楽しみが増えました。
- ・困りごとを次につなげていく発想と力。今できることを集まった仲間たちとすぐ行動に移すこと。

楽しくやることが大事。

- ・2つとも当事者のニーズから生まれた活動で素晴らしいと思った。仲間づくり、誰かの役に立つ、 実り多い活動だと思った。
- 安心安全な場所づくりについていつも考えています。とてもよかったです。
- 講演を通して、未来に少し光が見えました。希望が持てました。
- ・今の本人と家族の状況をいつもより深く知った気がします。仲間づくりの新しい形を知ることが出 来ました。作業・仕事をしながら(仲介にして)というのは有効ですね。
- ・こうした活動に携わる方々がたくさんいることを実感して嬉しく思いました。
- ・横須賀市が福祉に対して前向きに取り組もうとしていることに希望が持てました。
- ・グループワークで様々な職種の方と話し合いができ、課題のヒントが得られた。

## 3. 今後、どのような研修があったらいいと思いますか。(自由記入欄)

- ・ひきこもり
- ・65歳問題。親亡き後について。
- ・障害者の運動の必要性、市内のどこにいても参加できる場所の必要性。成人後や将来の 健康、衰え、対策など。
- ・当事者の社会、生活での実務経験談と課題について。当事者と含めた意見交換会。
- ・福祉サービスへの要望を知る会
- ・成人のこともやってほしい。(当事者)
- ・就労の意義。一般就労とその問題点について。
- ・人の入れ替わりの多い障害者枠での就労で、継続的な障害の理解がほしい。(当事者)
- ・行政や事業所につながっていない障害者が地域にはたくさんいます。つながっていても有効利用できていない利用者もいます。「アウトリーチ」などテーマに出来ないか。
- 介護保険と障害サービスの違いの中で当事者の方からの困り感など聞けるとよい。
- ・暮らしを支えていく。住むところ、職場、生活に必要な場所をどうつないでいくか。
- ・地域ごとの発信、活動。福祉関係以外の人の参加を増やすこと、行政の横のネットワークを使って ほしい。当事者との交流、空間を共有する。町内会、民生委員との連携。
- ・グループワークで、感想を言う場だけではなく、議題があると盛り上がりやすかった。
- ・各自、「もう少しできそうなこと」を話し、「何をしたら、あったらできるか」のヒント を出し合うこと。引き続き同じような内容でもいいのではないか。
- ・障害福祉課には「制度を使える使えない」だけでなく、「どうやったら利用できるのか」「サービス はないが作り出す」という姿勢を持って頂きたい。一緒に頑張っていきたい。
- ・障害のあるなしに関わらず生活できることは誰もが暮らしやすくなることにつながると思います。 支援者が「当事者の本音」をいかに汲み取れるかという力も必要と感じています。
- ・障害のある方は内にアート(表現力)のエネルギーを秘めた方が多くいます。地域とアート(美術、音楽、演劇など)と市民(障害者も含む)の活動について。

## 4. 本日の研修会に参加してご意見等ありましたら自由にご記入下さい。

- ・何事も笑って受け止めてくれる場所があるというぱっぴーのメンバーさんの言葉が響きました。誰にとってもそういう場所が増えると暮らしやすくなるなあと思いました。きっと五本木さんの活動もこういう場所が増えていることにつながっているんでしょうね。
- ・初めて参加しました。来てよかった。来年もまた来たい。
- ・ぱっぴー、ippoともに制度外のサービス。始めた人に力がないとできないことだと思った。行政が及ばない部分を埋めるパワーが必要。
- ・発信力が大事なことを痛感しました。コアになる人の魅力、人間力、共有する空間をどう構築するか。
- これだけの人材がいるのでつながりがないともったいないですね。
- ・インクルーシブの大切さと個々の支援の重要さを感じました。マンパワーの必要性、大きさも見えました。
- ・sukasuka の資金力がどうなっているのか感心する。人材豊富でうらやましい。
- ・当事者の方には難しい内容もあったようです。誰を対象にした研修会なのか。
- いろいろな立場の参加者がいてよかった。
- ・当事者の立場から問題をともに解決していく一人となれるようにと思っています。
- ・各事業所の方、当事者、親の方々、市の職員とお話しできてよかった。多くの団体・個人がこうして集まる場は大切ですね。本人目線で分かりやすく当事者参加しやすいです。

- ・障害があるなし区別なく暮らせる生活は難しそうでもあり、でも考え方次第でとても簡単なことだ と感じました。
- ・親の会の活動もなかなか難しくなっています。出席者が減っている。
- ・グループホームを増やしてほしい。(当事者)
- ・息子がダウン症として生まれて 29 年、教育も福祉も横須賀市にがっかりして、横浜・東京など他に向かって情報や早期取り組みを求めてきました。国や県がやるからではなく、 横須賀市としての福祉の将来に向かって取り組んで頂きたいと思います。
- ・福祉業界で就労して1か月経ち、他事業所や当事者の意見を聞けたので参考になった。
- ・自分でできないことを、ヘルパーは医療行為だからダメといい、医療機関にはひどくならないと急には行けないと言われ、困っている方がいる。担当ごとに意見も違う。
- ・アートはどんなハンデがある人でも壁を作らず一つになれます。私は現在、音楽バンドとダンスを 通して障害のある方と活動していますが、本当に楽しいです。この活動を行政がバックアップして くださることを望みます。
- ・たくさんの参加者がいて関心のある方が多いということが分かった。ネットよりフェイストュフェイスが大事。横須賀市にも基幹相談支援センターが欲しい。

## 5. 本日の研修会をどこで知りましたか。

チラシ19件、メール12件、ホームページ0件、その他10件

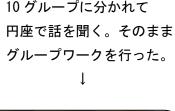
(その他は、作業所、相談室、友人からの紹介など)

## <会場の様子>



↑ 中央は、sukasuka ippoの講演の様子。

←左上、左下は、 ぱっぴーの発表の様子。





# 5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について

## 【実務者運営会議の概要】

役割	協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出 や進行管理を務めることを役割とする。 平成30年度は、協議会の研修会の改変に関する議論や、より実務者運営会議を活性 化させるための議論等が行われた。 また、令和元年度は、相談支援体制に関する会議より基幹相談支援センターに関する 議論を引継ぐために協議会内に「基幹相談支援センター検討会」設置の検討を行った。		
回数	年4回(書面会議1回を含む)		
委員 構成	全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、 くらしを支える連絡会 会長・副会長、相談支援連絡会 会長・副会長、 こども支援連絡会 会長・副会長、 指定管理者(横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑)、障害者相談サポートセンター		
事務局	福祉部障害福祉課		

## 【実務者運営会議の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年 6月10日(月)	・各連絡会及び各会議の活動状況について ・平成30年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について ・平成30年度 横須賀市虐待防止センターへの通報件数、虐待認定件数について ・平成30年度 障害とくらしの支援協議会活動報告(案)について ・令和元年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み(案)について ・第1回全体会の議題(案)について
第2回	令和元年 10月10日(木)	・基幹相談支援センター検討会について ・各連絡会及び各会議の活動状況について ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について ・横須賀市虐待防止センターからの報告について ・全体会の研修について ・今後の協議会について
第3回	令和2年 1月10日(金)	・各連絡会及び各会議の活動状況について ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について ・横須賀市虐待防止センターからの報告について ・令和元年度 障害とくらしの支援協議会 研修会の報告について ・令和2年度以降の協議会のあり方について
第4回	令和2年3月	≪書面会議≫ ※以下の内容について委員と書面にて意見交換を実施。 ・第6期 横須賀市障害福祉計画への意見提出、スケジュールのすすめ方 ・(仮称)相談支援体制検討会について ・障害とくらしの支援協議会体制について

## 【実務者運営会議での主な意見、決定事項 及び 活動内容】

#### (主な意見)

- ・8050 問題を一つの支援機関で支援するのは無理がある。
- ・サービスの利用ができなかった、もしくは断った件数を数値化して、目に見える形にしていかないと、今のままで良いのではということになってしまう。課題として共有できる形にするべきである。
- 協議会の組織図にある障害者相談サポートセンターの「基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援専門員を育成することを目的とする」は削除してほしい。あくまでも相談支援専門員のサポートや指定特定相談支援事業所のネットワーク作りに協力するもの。
   ⇒全体会の了承を得て削除した。
- ・協議会がスタートして 10 数年経ち、新しい委員が増えたことや職員の入れ替わりがあり、議論の経過を把握していないし、検証がされていない。これまでの経緯を委員や関係者で共有化する必要があるのではないか。協議会の変遷を資料としてまとめてほしい。
  - ⇒本提案を受け、第3回実務者運営会議で横須賀市の障害とくらしの支援協議会(自立支援協議会) の変遷に関する資料を事務局及び会長から提出し、実務者運営会議委員内で共有を行った。他分 科会の新しい委員との共有は今後の課題である。
- こども、高齢者、成人と分けられてしまうが、生涯一貫してどう支援をしたらよいか。18 歳以降の障害でどう対応していくのか。65 歳で区切るのではなく、その人らしい生活を送れるように、 障害福祉サービスが必要な方もいる
- ・どの会議に出てもメンバーが同じで出会う人が少ない。会議に出席していると情報が得られるが、 情報のかたよりがある。情報が行き渡るシステム、現場で起こっていること(課題)を吸い上げる システムが必要ではないか。現場で起きていることと協議会のギャップもある。
- 短期入所について緊急時、必要な課題の検討、加算の検討はどのようにしているのか。
  - ⇒市内で知的障害者の緊急短期受け入れは1か所のみで、来年度から受け入れ不可となる。 事業所の対応が難しいことを共有した。現状のサービス内でどのように対応できるか。加算で対応する方向で検討しているが、予算の確保は不明。国の緊急時加算とは別である。
- ・現在短期入所を行う事業所を対象に緊急時の対応を議論しているが、短期入所の対応をしていない他の事業所は参加できないのか。ともに議論すべきではないか。
  - ⇒短期入所あり方検討プロジェクトは、保護者も参加している。ワーキングの緊急短期の課題については、短期入所の事業所を対象に検討している。ワーキングで話された内容は、必ずプロジェクトで報告をしている。
- 各事業所運営が孤立している印象を受ける。相談体制の会議内容が重複している。各部署で開催する必要性はあるだろうが、議論された内容を共有したい。情報の連動があると良い。
- 過去に、協議会での検討内容が施策につながったこともある。地域支援者の方が福祉を良くしようと熱い思いを持った方が多いという印象を受ける。
- 協議会の役割や理念について改めて話し合ってはどうか。他市町村の協議会ではイベントも行って おり参考にしてもよい。
- ・障害とくらしの支援協議会の会議や出席者の重複について、行政から情報提供してほしい(児童、 保健所など)。施策検討連絡会の3つの会議を含めて整理したい。

## (活動内容と今後に向けて)

※本来、令和元年度中に協議会の体制を見直して令和2年度から稼働することを目標としていたが、 基幹相談支援センターへの注力や年度後半における会議開催の困難な状況から思うように議論が進 まなかった。

令和2年度においては、引き続き協議会の仕組みを根本的に見直しながら、横須賀市全体の障害福祉の力の底上げを目指していきたい。

※会議の負担軽減、重複する委員、協議会以外のネットワーク等の整理と協議会との関わりの整理、 新規職員の協議会の理解等、課題が浮き彫りとなってきている。これら抽出されている課題を整理し 令和3年度に組織変更ができるようにしていきたい。

※令和2年度において、あらためて協議会の10年の変遷を振り返れたのは意義深かった。

## 6. 基幹相談支援センター検討会の概要及び開催状況等について

## 【基幹相談支援センター検討会の概要】

役割	基幹相談支援センター検討会は、令和2年度末までに、基幹相談支援センターの設置に 向けた協議を、集中的に行うことを役割とする。
回数	年6回
委員構成	全体会会長・副会長、実務者運営会議委員長・副委員長、個別支援調整会議コーディネーター、くらしを支える連絡会会長、相談支援連絡会会長、こども支援連絡会会長、障害者相談サポートセンター、横須賀市障害関係施設協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、就労関係機関(よこすか就労援助センター)
事務局	福祉部障害福祉課

## 【基幹相談支援センター検討会の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年5月22日 (水)	・会長及び副会長の選出について ・基幹相談支援センター検討会開催に至るまでの経過について ・基幹相談支援センター検討会活動内容(案)及び開催スケジュール(案)について ・相談支援の体制(三層構造)の意見交換について ・活動企画について ・地域生活支援拠点整備について
第2回	令和元年6月24日 (月)	・基幹相談支援センターの検討について
第3回	令和元年7月31日 (水)	• 基幹相談支援センターの検討について
第4回	令和元年8月20日 (火)	・基幹相談支援センターの検討について
第5回	令和元年9月19日 (木)	<ul><li>・基幹相談支援センターの検討について</li><li>・全体会について</li><li>・今後の基幹相談支援センターの検討会について</li></ul>
第6回	令和元年12月9日 (月)	・障害とくらしの支援協議会 全体会 報告 ・障害とくらしの支援協議会 全体会研修会 報告 ・今後の基幹相談支援センター検討会について
報告	令和2年4月	≪書面報告≫ ※以下の内容について委員と書面にて報告を実施。 ・基幹相談支援センターについて

## 【今年度の取り組みについて】

第1回では、基幹相談支援センター検討会開催に至るまでの経過を確認し、今後の進め方について検討した。第5回の検討会までに、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所(障害者相談サポートセンター)、指定特定相談支援事業所の三層構造について、それぞれの役割の整理を行うこととしている。

第2回では、事務局が相談支援体制を再構築するにあたっての基本的考え方と横須賀市における地域生活支援拠点事業の展望について資料を作成し、その案について意見交換や検討を行った。委員からは、相談支援体制の三層構造の具体的なイメージを出してほしい、主な業務を明らかにしてほしい、などの意見が上がった。

第3回では、相談支援体制の各層の具体的な業務の内容(案)について説明を行い、その案について意見交換や検討を行った。合わせて第3回での検討内容による案を協議会の各委員に対して、意見聴取を行った。

第4回では、協議会の各委員の意見をふまえた相談支援体制の各層の具体的な業務の内容(案)について、一項目ずつ検討を行い、三層構造の役割を整理した。

第5回では、第2回全体会での進め方や資料内容の確認、今後の基幹相談支援センターの検討会のあり方について意見交換や検討を行った。委員からは、ある程度の方向性は出ているが、取り残した課題について、引き続き基幹相談支援センターの検討会の中で議論していくべきではないか、などの意見が上がった。

第6回では、第2回全体会での報告や全体会研修会の報告、今後の基幹相談支援センター検討会について意見交換や検討を行った。委員からは、引き続き横須賀市の相談支援体制を検討する場、お互いに意見を出し合う場が必要ではないか、などの意見が上がった。

なお、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い委員を集めての会議開催が困難であったことから、「令和2年度の予算審議の結果」について書面にて各委員に通知している。

## 7. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

## 【個別支援調整会議の概要】

役割	個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応 困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。
回数	年6回 ※偶数月原則第3水曜日に開催
委員 構成	田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談 サポートセンター相談室「あすなろ」、チームブルーよこすか障害者相談サポートセンター、 ひーす・とーく障害者相談サポートセンター
事務局	福祉部障害福祉課

## 【個別支援調整会議の開催状況】

	開催日	内容
第1回	31年4月17日	① 今年度の会議取組みについて (役割分担、困難事例検討の事例募集、実施方法について) ② 情報交換、その他
第2回	元年6月19日	① 今年度の会議取組みについて(実施方法について) ② 情報交換、その他
	③から指定相談	③ 困難事例検討
	事業所2名参加	
第3回	元年8月21日	① 検討事項打合せ
	③から指定相談	② 情報交換、その他         ③ 困難事例検討
	事業所4名参加	(女性関係のトラブルが多いケース・家族への支援について)
第4回	元年 10月 16日	① 検討事項打合せ
	③から指定相談	② 情報交換、その他   ③ 困難事例検討
	事業所2名参加	(台風で住居が損壊したケース・災害時の支援について)
第5回	元年 12月 18日	① 検討事項打合せ(今年度扱った困難事例検討のまとめ方について)
	③から指定相談	② 情報交換、その他         ③ 困難事例検討
	事業所3名参加	(婚約者の存在により支援が複雑なケース・支援者の役割について)
第6回	2年2月19日	① 検討事項打合せ(今年度の振り返り・次年度の取り組み) ② 情報交換、その他
	③から指定相談	③ 困難事例検討(今年度扱った4事例まとめ・振り返り)
	事業所3名参加	

## 【令和元年度の活動成果】

平成29年6月より困難事例検討については、指定特定相談支援事業所も支援困難事例を相談できるシステムとして、実施している。今年度の困難事例検討は、年4回(6月、8月、10月、12月)行い、第6回では今年度実施した事例のまとめを行った。

令和元年度の困難事例検討では、指定特定相談支援事業所よりの事例提出が1例、指定特定相談支援事業所職員の参加が2-4名/回だった。令和2年度は指定特定相談支援事業所からの困難事例検討がさらに積極的に行えるようにしていく。

## 8. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

## 【くらしを支える連絡会の概要】

役割	くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用 など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の 課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回 ※活動企画1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者(横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑)、地域福祉関係機関(横須賀市社会福祉協議会)障害当事者・家族(障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会)、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識(神奈川県立保健福祉大学)、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所
事務局	福祉部障害福祉課

## 【くらしを支える連絡会の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年6月3日 (月)	<ul><li>・自己紹介</li><li>・副会長選出</li><li>・昨年度活動報告</li><li>・今年度の進め方について(グループ討議)</li></ul>
第2回	令和元年9月13日 (金)	<ul><li>・横須賀市要援護者支援プランについて</li><li>・DVD鑑賞『逃げ遅れる人々』</li><li>・感想発表</li><li>・防災の取り組みについて(事例紹介)</li></ul>
活動 企画	令和元年12月9日 (月)	・災害と向き合うために〜災害時に想定される課題を共有する〜
第3回	令和2年2月18日 (火)	<ul><li>・活動企画の報告</li><li>・来年度のくらしを支える連絡会について</li></ul>

## 【令和元年度の活動成果】

構成機関を一部再編し、委員を 27 名とした。今年度も幅広くくらしに着目し、制度で対応出来ないのりしろの部分について具体的に検討した。様々な立場の方が参加しているので進め方を工夫しながら、基本的には連絡会の中でグループ討議を通して行った。

## 第1回

※今年度の進め方について検討を行った。

## 〇災害•防災関係

- ・入所施設は避難所としてどこまで地域の障害者を受け入れることができるのか。
- ・災害支援でもネットワークが大切になってくる。自分の施設の周辺地域にある事業所を把握し支援 方法を共有する必要がありそう(お金を出し合い備蓄品を購入するかなど)。
- どの事業所とも繋がっていない障害者をどのように支援するのか。
- ・災害支援経験者から体験談を話してもらう。 DVD 鑑賞や勉強会をする。
- 横須賀市の防災計画について担当者から説明を受ける。
- それぞれの施設が持っている防災マニュアルやノウハウを共有する。

- 町内会や事業所、保護者間それぞれで防災についての取り組みはあるが全体として把握されていない。それぞれの立場で防災観点が異なってくるため摺合せが必要。そういった集まり自体が新しいネットワークとしても活用できるか。
- 自治会の防災訓練に障害者が参加できるかを確認。
- ・障害種別によっても対応が異なるため事前の情報共有が必要。

#### ○支援者同士のネットワーク・交流

- 非常勤やパート職員に対し業務外に自発的な研修へ参加を促すことが困難。
- ・活動企画を利用した若手職員のネットワークづくり(若手が参加しやすいラフな形で話せる環境を つくれないか)。
- ・人手不足の中で規模が小さいGHや事業所は研修に送り出す機会を作ることも大変。
- 各施設や事業所の強みを説明しPRしてもらう中で相互理解を図る。

昨年度、多く意見として出た災害・防災関係や支援者同士のネットワークの構築を中心に討議。くらしを支える連絡会では災害・防災関連の情報集約・共有をメインにしていく。(例えば記録映画の鑑賞後にディスカッションをする、被災地支援に携わった人の話を聞くなど)また活動企画を通じて人材育成・交流につながる機会をつくれるとよいと考えている。

## 第2回東日本大震災の記録映像鑑賞と意見交換、事業所における取組みの紹介

#### ODVD鑑賞後の意見・感想

- ・日中(デイケア)だけの関わりでは自宅での生活の様子がわからない。どの様な部分で困っているのかの把握が必要。
- 事業所に通所している人は外とのつながりがあるため把握しやすいが手帳のない人や在宅で1日過ごしている人はどのように状況を把握できるか。
- 災害の起きた時間で判断が必要。通所前であれば事業所を開設するのか。利用者を迎えに行けるのか。スタッフ確保の問題もある。また活動中であれば利用者を家に帰すのか。
- 芦名町内会ではレスキューカードを町内会独自で作成している。町内会での取り組みが重要。
- 障害者を想定した防災訓練はかなり個別性が高く難しい。訓練に参加し日々の関係を作る必要性あり。
- 運営する人も被災者という中で避難所では集団生活の中での受け入れが課題。
- ・被災地でのボランティアを通じ特に入浴が大変だと感じた。避難した先で知らない人に介助される ストレスは測り知れないものがある。
- 要援護者支援プランの存在を知らなかった。どの程度、どのように活用されるのか。共有することができれば食料の備蓄などに活用できるのでは。
- ・民生委員の高齢化で要援護者支援プランの対象者について民生委員が振り分け、誘導することは困難。
- 要援護者支援プランで対象者を把握していても、それを誰がコーディネートするのか。

## ○防災関連の取り組みの紹介~横須賀の福祉を推める会より~

・社会資源の情報提供やよりよい暮らしを考えるための知的障害者地域支援ネットワーク(福祉を推 める会、つくしの会、たんぽぽの会から構成)を作っている。昨年度は防災に力を入れ「広げよう 支援の輪」、「知ろう 避難所のこと」というテーマでイベントやパネル展示をした。避難所での生 活の際に少しでも知っていると違うと感じ、特に理解されづらい知的、精神障害、発達障害の特性をパネルやスライド説明した。紙芝居方式で説明することもあり詳しく知りたいと要望があれば出前講座に出向く。

- ・避難所の運営訓練に当事者が参加する取り組みも行っている。何が困るのかを直接発信していくことができるため当事者が参加することが大事。
- ・芦名町内会ではレスキューカードを配布している。自宅のドアに張るタイプのため自身でSOSを 出すことができる。
- 施策検討連絡会の生活分科会・防災ワーキングでは地域の避難所開設訓練に参加している。事前に 車いすの障害者と一に参加すると連絡したが最初は、配慮してもらえなかった。地域安全課と障害 福祉課の協力を得ながら回数を重ねて参加することで地域の方が工夫(パーテーションを用意する など)を考えてくれるようになった。

## 活動企画参加者 42 名

- 1. 横須賀市要援護者支援プランの概要説明
- 2. 避難所開設訓練に参加して(体験談)
- 3. 5 Gに別れてグループ討議(テーマ:災害時に想定される課題と自分たちにできること)
- 各事業所の災害マニュアルを共有したい。・情報を自己発信していくことの大切さ。・近隣住民や事業所との連携、情報共有が大切になること。・避難レベル(≒危機感のレベル)をどのように共有すればよいか。・障害特性に応じた備蓄の確保 などが話題に出た。

アンケートでは共通の立場の参加者での意見交換、情報交換の場は大変貴重で有意義だった。当事者家族の実際の体験談から避難所のリアルなイメージが湧いて参考になった。個人情報を保護することも大切だが開示することも命を守ることにつながる。また今後、取り上げて欲しいテーマについては時間が足りないので今回と同じテーマでお願いしたい、災害についてもっと取り上げて欲しいと言った声が多く災害に対する関心の高さがうかがえる。

グループ討議を通じて実体験に基づいた検討課題を共有できた。協議会としてできることは災害マニュアルなどの情報共有、緊急時の協力体制の構築など。多くの人が集まる場で災害について事前に考え危機感をもって共有することで支援の可能性が広がる。

## 第3回活動企画の振り返り、来年度に向けて

○活動企画の振り返り〜災害に焦点をあて、くらしを支える連絡会として何ができるか〜

#### ●感想●

- 活動企画の後、風水害時の避難についての勉強に取り組み始めたところ。
   震災時の避難所二食料は簡易トイレなどの用意あり。風水害時の避難所は何もない。
   防災無線が聞こえにくく、高齢者はスマホが使えないと情報に乗り遅れてしまう課題があると感じる。
- ・参加人数が今までで一番多かったということは感心が高かったということ。また、そもそも市の 災害に対する広報が足りないことの裏返しでもある。障害者福祉計画にも「防災対策の充実」と 書かれているが計画に書いてある通りただ単にやってもらえればよいことだと感じる。

計画が実行されているのか、実行されていないのであればどうすればできるのかを考えていきたい。システムのハード的な側面とソフトの面をどうしたらよいか実体験を含めて討議できるとよい。

## <グループ討議>

## 【A グループ】

- ・当事者は、きっかけがなく地域の避難所訓練に参加しにくくハードルが高いため人と人とのつながりの流れで参加できたらよい。訓練に参加することで配慮事項を伝えることができる。日頃から地域に知ってもらうことが大事。
- ◎「みんなでできる避難訓練」ができるとよい。
- →訓練二避難所開設・避難所運営・避難訓練の3種類ある。
- →どこかの事業所の訓練に参加する形でもよい。
- ◎災害について知らないことが多いので情報共有のための '~book' ができるとよい。

## 【B グループ】

周知不足で避難所の情報がわからない。そもそも、避難所までたどり着けるのか。

民生委員、町内会の対応に地域差がある。若い人の町内会離れもある。若い人をボランティアに巻き込めるとよい。学校に働きかけられないか。災害が起きてからではなく普段から地域にアピールしていくことが大事。

- ◎災害時マニュアルを周知していく。
- ◎食料の備蓄に関してアレルギー食をどうするか。
- ◎要援護者支援プランが活かしきれているのか。実際に機能するのかを検証する機会があるとよい。

## 【C グループ】

- ◎要援護者支援プラン
- →福祉計画にあるが活かすことができているか。活かす方法を提案していってもよい。

## 【まとめ】

災害に対しては論点が定まりにくい印象。ことが起きる前なのか後なのかによっても違う。常時と 災害が起きているその時、起きてからのことに分けて考える必要ある。

- 1. 平常時から地域とのつながりをつくる
- 2. 情報の収集、周知⇒啓蒙・啓発活動
- 3. 災害時要援護者支援プランの検証(Ex.従来通りの書式でいいのか)

#### 〇来年度に向けて(意見)

- ・(災害に限らず) 啓蒙・啓発をどのように進められるか
- ・次期、横須賀障害者計画に向けての意見、要望の集約
- ・協議会の再編、組織についての整理(当事者の立場として参加できるよう配慮してほしい)
- ・自立支援協議会なので親亡き後に当事者の「自立」への一助となればよい

## 9. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

## 【相談支援連絡会の概要】

	相談支援連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサー			
	ビス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービ			
	ス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。			
役割	平成30年度からは、「相談支援事業所の情報共有」、「相談支援専門員の必要な知識や			
	技術の向上」、「地域課題の抽出及び集約のための意見聴取」などを主な目的としていくた			
	め、相談支援事業所のみの委員構成とし、市内全ての相談支援事業所に委員として参加し			
	ていただくなど、内容や委員構成を一部変更した。			
回数	年3回(情報交換会3回) ※勉強会1回			
委員構成	障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所			
事務局	福祉部障害福祉課			

## 【相談支援連絡会の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年 5月15日(水)	<ul><li>≪相談支援連絡会≫</li><li>・会長及び副会長の選出</li><li>・令和元年度 活動内容(案)について</li><li>≪相談支援情報交換会≫</li><li>・相談支援事業所の現状についてグループディスカッション</li></ul>
第2回	令和元年 9月18日(水)	<ul><li>≪相談支援連絡会≫</li><li>・令和元年度相談支援連絡会研修会、勉強会について</li><li>≪相談支援情報交換会≫</li><li>・「基幹相談支援センターについて」グループディスカッション</li></ul>
第3回 勉強会	令和2年 1月15日(水)	相談支援専門員 勉強会 テーマ「モニタリングについて」グループディスカッション
研修会	令和2年 2月27日(木)	相談支援連絡会 研修会 テーマ「アプローチの方法から考える『家族への支援』」 講師:津久井浜クリニック 医師 井上先生 他 ※コロナウイルスの感染拡大防止のため中止。
第4回	令和2年 3月18日(水)	※コロナウイルスの感染拡大防止のため中止。

## 【令和元年度の活動の成果】

令和元年度は年4回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で第4回連絡会、2月開催予定であった研修会は中止とした。各回では同日程で情報共有の場として情報交換会を開催している。また、相談支援専門員の質の向上のための勉強会を開催した。その他、地域課題の抽出及び集約のための意見聴取の場、基幹相談支援センター開設に向けた情報共有や意見提出の場を設けている。第2回「基幹相談支援センターについて」グループディスカッションの結果は、基幹相談支援センター検討会に報告している。勉強会では「モニタリングについて」のグループディスカッションを行い、サービス加算取得のための工夫、業務量の負担、個別のケース対応の課題など、事業所ごとの取り組みを共有することができた。なお、2月開催予定であった研修会は中止となったが、令和2年度においても同様のテーマで開催することを検討したい。

## 10. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

## 【こども支援連絡会の概要】

役割	こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法やその効果の検証を行うとともに、関係機関の役割の調整を行うことにより、地域の教育と福祉と家庭の連携や支援力の向上を図ることを目的としている。	
回数	年3回 ※サポートブックの <b>周知説明会</b> 、主にサポートブックの情報登録者を対象とした <b>情報交換会</b> や <b>支援会議</b> については、随時開催。	
委員構成	障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、 横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、 障害当事者・家族(障害者施策検討連絡会)、横須賀市療育相談センター、 横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、 こども育成部こども健康課(南健康福祉センター)、教育委員会学校教育部支援教育課	
事務局	福祉部障害福祉課	

## 【こども支援連絡会の開催状況】

◇ サポートブックの周知説明会、主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会 や支援会議については、随時開催。

	開催日	内容
第1回	令和元年6月4日 (火)	<ul><li>・平成30年度活動内容の振り返り</li><li>・サポートブック支援者向け勉強会の報告</li><li>・サポートブック活用のためのアンケート(支援者向け)について</li><li>・令和元年度活動内容(案)について</li></ul>
第2回	令和元年 10 月 21 日 (月)	<ul><li>サポートブック推進事業の進捗状況について</li><li>大人向けのサポートブックのあり方について</li><li>・障害児の短期入所について</li></ul>
第3回	令和2年 2月10日(月)	<ul><li>サポートブック推進事業の進捗状況について</li><li>来年度のこども支援連絡会のあり方について</li></ul>

## 【令和元年度の活動の成果】

- ① サポートブック推進事業(作成・活用)の本運用を 段階的に実施するための取り組み
  - ◇ サポートブックの周知のための説明会の開催(保護者・支援者向け)
    - ⇒ ひまわり園・特別支援学校(所属機関ごと)の保護者会などで説明会を開催
    - ⇒ 障害児通所支援事業所を利用している児童の保護者向けの説明会を開催
    - ⇒ 年金申請を見据えたサポートブックの作成支援
  - ◇ サポートブックの活用のための情報交換会(勉強会と意見交換会)の開催(保護者・支援者向け)
    - ⇒ 今年度、情報交換会の開催はできなかった
  - ◇ サポートブックをツールとして活用した支援会議を開催
    - ⇒ サポートブックに記載されている「本人・保護者の願い」「日常生活のちからの記録」 などの情報を活用して、支援計画の作成・見直し、支援の方向性の共有化を行う 支援会議をもつことは、事務局が把握して行うケースはなかった。

- ◇ サポートブックの「更新や見直しの効果」「活用場面」などの継続的な評価と数年後の事業の 見直し(評価を踏まえた上での改良)に向けた検証
  - ⇒ 現在のサポートブックの書式について今年度は据え置きとした。 大人向けサポートブックに関する検討を行い、書式を追加した。
  - ⇒ サポートブック配布窓口の拡大を検討したが、支援者のサポートブックを読み取り、 支援に活用していくための勉強会を開催して、そののちに再び検討することとした。
- ② 障害のある児童に関する課題を吸い上げ、その課題について協議するとともに、 実務者運営会議や全体会へ報告していきます。
  - ◇ 障害のある児童に関する地域の課題について、毎回テーマを決めて意見交換を行い、協議会として取り組むべき課題として抽出し、実務者運営会議や全体会へ報告していきます。
    - ⇒ 未就学の障害児の緊急時の短期入所先について情報共有を行った。重心以外の未就学の 障害児は障害福祉サービスの短期入所先がないため、保護者が入院した時等の対応に不安 がある。家庭の中で調整がつく場合はよいと思うが、母子家庭や父子家庭となると なかなか難しいのではないかという声があがった。
    - ⇒ 養育を行う保護者にも障害や病気があり、適切な養育が行えていないケースについても 意見交換を行った。福祉の関係者の視点では、保護者とのやりとりでアセスメントできる 部分が多くあると思うが、福祉につながっていない場合、近隣住民や地域では 「適切な養育が行うことのできない保護者」という点で止まってしまい、 その背景や事情まで察知、支援していくことが難しいのではないかという課題があがった。 一番児童と家庭に関わる学校が察知し、関係機関につなげていくことが重要なのではない かという意見があがった。

## 【サポートブック推進事業スケジュール】

月	時期	内 容		
6月	4 ⊟	☆こども支援連絡会(第1回)において、サポートブック本運用の		
		今後の方向性の確認		
	7 🛭	◇療育相談センター(ひまわり園)の保護者会において、福祉サービスの		
		説明と併せてサポートブックの周知		
	28 🛭	◇第1回きっずかしこ利用者向け説明会を開催(説明と配布)		
	4 ⊟	◇第2回きっずかしこ利用者向け説明会を開催(説明と配布)		
7月	3 ⊟	◇ひまわり園の R 元年 10 月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催		
<i>1</i>	4 ⊟	(説明と配付)		
	5⊟	◇市立養護学校中学部3年生保護者向け説明会(説明と配布)		
9月	7 ⊟	◇ひまわり園の R 元年 10 月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催		
9月	8日	(書き方勉強会)		
	10 [	◇武山養護学校高等部2年生保護者向け進路説明において、福祉サービスの		
	10 🖯	説明と併せてサポートブックの周知		
10月	21 🖯	☆こども支援連絡会(第2回)において、本運用のスケジュール・進捗状況の		
		確認と検証		
	24 ⊟	◇ sukasuka-ippo 主催 サポートブック説明会・勉強会を開催(説明と配布)		
	6∃	◇武山養護学校小学部/中学部保護者向け説明会・勉強会を開催(二部制)		
11月		一部では説明と配布、二部では作成、更新作業を行う。		
	27 ⊟	◇きりんグループ、田浦小学校合同サポートブック説明会・勉強会		
		(説明と配布、記入)		
100	13 ⊟ 16 ⊟ 20 ⊟	   ◇ ひまわり園 R2年4月入園の保護者向け説明会・勉強会を開催		
12月		(説明と配布)		
1月	9日	◇ひまわり園の R2 年 4 月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催 (書き方勉強会)		
	23 🛭	◇障害年金申請のためのサポートブック勉強会 (武山養護学校高等部保護者向け)		
2月	10日	☆こども支援連絡会(第3回)において、本運用のスケジュール・進捗状況の		
		確認と検証		

# 11. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、

## 開催状況及び活動成果等について

## 【短期入所のあり方検討プロジェクトの概要】

役割	保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討する ことを目的とした課題別会議である。
回数	年3回 ※ワーキング2回
委員	短期入所事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、行政機
構成	関
事務局	福祉部障害福祉課

## 【短期入所のあり方検討プロジェクトの開催状況】

	開催日	内容
第1回プロジェクト	令和元年 6月17日(金)	<ul><li>・座長及び副座長の選出</li><li>・平成30年度活動内容の振り返り</li><li>・令和元年度活動内容(案)について</li><li>・その他</li></ul>
第1回 ワーキング	令和元年 7月12日(金)	<ul><li>市の緊急時短期入所のあり方に関すること</li><li>その他の課題について(意見交換)</li></ul>
第2回 プ 砂 ェクト	令和元年 10月8日(火)	・第1回短期入所事業所ワーキングの報告(緊急短期入所について) ・短期入所及び緊急時短期入所に係る連絡会について ・今後の取り組みについて(意見交換)
第2回 ワーキング	令和元年 12月10日(火)	<ul><li>短期入所及び緊急短期入所に係る連絡会について</li><li>その他の課題について(意見交換)</li></ul>
第3回 7° 欧 17 1	令和2年 2月25日(火)	・第2回短期入所事業所ワーキングの報告について ・次年度以降の取り組みについての検討 ・その他の課題について(意見交換)

## 【令和元年度の活動成果】

令和元年度は、緊急短期入所事業の委託事業が令和2年度から委託を受ける事ができないため、緊急短期入所のあり方について検討し、その結果として、緊急時は市内の短期入所事業所で受け入れ調整していくための、必要な加算について検討した。

令和2年度はプロジェクト会議を年3回実施し、ワーキングを(仮称)連絡会とし、短期入所利用調整やアセスメントシートの活用状況・改訂検討などを年3回(5月末、10月、2月予定)実施し、さらに緊急時の受け入れ対応に関する臨時会議を数回実施予定である。

## 12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、

## 開催状況及び活動成果等について

## 【移動支援のあり方検討プロジェクトの概要】

役割	圏域内の移動支援に関する考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討 することを目的とした課題別会議である。	
回数	年3回 ※生活介護事業所 送迎等課題検討会1回	
委員	移動支援事業所、児童通所系サービス事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支	
構成	援事業所、障害者団体、教育関係機関、行政関係機関	
事務局	福祉部障害福祉課	

## 【移動支援のあり方検討プロジェクトの開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和元年 5月30日(木)	・座長及び副座長の選出 ・平成30年度活動内容の振り返り ・令和元年度活動内容(案)について ・その他
第2回	令和元年 9月25日(水)	<ul><li>移動支援についての考え方の整理について</li><li>その他</li></ul>
生活介護 事業所 送迎等課題 検討会	令和元年 12月23日(月)	<ul><li>・施設通所の課題について</li><li>・意見交換会</li></ul>
第3回	令和2年 2月6日(木)	・生活介護事業所 送迎等 課題検討会の報告について ・令和2年度の取り組みの検討について

## 【令和元年度の活動成果】

第1回プロジェクトでは、前年度の活動を振り返るとともに、今年度の活動内容について、幅広く 意見を集約した所、限りある予算の中で、必要な人に必要な量を支給決定できる仕組みを検討してい くことになった。

第2回プロジェクトでは、まず、基本的な市の姿勢を示し、その後、移動支援の現状のイメージや移動支援活用における課題、今後、目指していく方向性について、情報共有を行った。その上で、特に通学と通所利用の課題について、他の制度を活用できないかどうか、生活介護事業所や教育部門等へのヒアリングなどを含め、検討していくことになった。持続可能な移動支援制度を構築できるよう、慎重に検討を進めていく。

第2回プロジェクトの話し合いを踏まえ、検討会(生活介護事業所 送迎等課題検討会)を12月に実施した。本検討会を踏まえ、全生活介護事業所に調査票を送付し、実態把握に努めた。

第3回プロジェクトでは、検討会(生活介護事業所 送迎等課題検討会)の報告を行い、令和2年度の取り組みについて検討を行った。具体的には、通所施設への更なる調査の検討、生活介護事業所へのヒアリングを継続し、通学に関する実態把握も継続していくこととした。その上で、送迎に関する新たな制度を検討していく。

《参考》平成30年度に整理された課題について

以下の課題について、解決されているわけではない。

課題認識を継続し、順次整理していく必要がある。

そのためには、①持続可能性②本当に必要な方への支援 等を意識しながら検討が必要である。

- (1) 支給決定者の人数、支給決定時間数、支給決定する利用内容の再検討
  - ◇ 移動支援の給付費の増大の抑制
  - ◇ 限りある予算の中で、必要な人に必要な量を支給決定できる仕組みに変更
  - ◇ サービスの対象となる外出の内容、サービス報酬単価、支給決定コードの見直し 〈現状〉 移動支援(基本)と移動支援(加算)のみの支給決定コード
    - ☆ 支給決定の人数、時間数、利用内容を再検討することによる次の内容を検討する。
      - ① 余暇、通所、通学、乗降介助など、利用目的や利用手段に着目して、支給決定を細分化することによる影響を検討!
      - ② 対象者を絞る(未就学児を対象外とする、身体障害者手帳の等級による制限など)ことによる影響を検討!
      - ③ 利用目的別に支給決定の時間数の目安を設定すること、支給決定の時間数の目安を引き下げることによる影響を検討!

## (2) 道路運送法の遵守

- ◇ 車を使用した移動支援を行う事業者について、道路運送法の許可または登録を受けていることを確認する。
  - ⇒ 車を使用した移動支援を行う事業者について、事業者登録の要件として、 道路運送法の許可または登録を証する書類(写し)の提出を求める
  - ⇒ 利用者から運送に係る運賃相当額を徴収していることを確認の上、移動支援の 報酬の支払いを行う
  - ☆ 道路運送法を遵守することによる次の内容を検討する。
    - ① 利用者が道路運送法に基づく運賃相当額を負担することによる影響を検討!
    - ② 道路運送法の許可または登録を受けることによる移動支援事業者の事業の運営 に対する影響を検討!

## (3) 通学支援に対する支給決定方法の変更

- ◇ 通学支援は原則として移動支援の対象外
  - ⇒ 例外として認める場合の条件を明確にする必要あり
- ◇ ボランティアの活用の推進
  - ⇒ 家に近い学校(地域の学校)の支援級への通学は、原則として移動支援の対象外 とし、地域のボランティアの活用を推進
  - ☆ 通学支援を原則として対象外とすることによる次の内容を検討する。
    - ① 既存の利用者の登下校の付き添いの確保に関する影響を検討!
    - ② 通学支援を例外として認める場合の条件を検討!
    - ③ 特別支援学校(養護学校)のスクールバスの利用や就学相談における学校選択など、学校運営に関する影響を検討!
    - ④ 地域のボランティアセンターに通学の付き添いの依頼が増加することへの影響を検討!

## (4)施設送迎における送迎加算の推進

- ◇ 施設送迎の実態把握が必要
  - ⇒ 送迎加算が促進されない理由として、①人員 ②車両 ③駐車場代 ④送迎の範囲 の問題が考えられる。
  - ⇒ 送迎加算を促進するにあたっては、重度の人(行動援護の項目にチェックがある人など)と軽度の人(自力で通える可能性のある人など)の線引きが必要。
  - ☆ 施設送迎を推進することによる次の内容を検討する。
    - ① 既存の送迎加算の利用者や新たな送迎加算の利用者への影響を検討!
    - ② 通所事業所等の事業の運営(送迎車や人員の確保など)に関する影響を検討!
    - ③ 移動支援事業費の減少と施設送迎の推進に係る経費の増加について、市の移動 支援施策全体の経費への影響を検討!

## (5) 移動支援事業の集団指導講習会の実施

- ◇ 事業所に対する指導体制の強化
  - ⇒ 障害福祉サービス等の集団指導講習会に併せて、年1回、移動支援の集団指導を 実施している。
  - ⇒ 悪質なケースについては、必要に応じて、指導監査課と障害福祉課が連携し、 移動支援の実地指導を行っている。
  - ⇒ 現状では、明らかな誤りであれば指摘できるが、移動支援の支給決定基準や利用 の適否の判断基準も明確ではないため、これらの基準を整備していく必要がある。
  - ⇒ 実地指導の基準となる「移動支援の利用の手引き(ガイドブック)」などの作成が必要
  - ☆ 移動支援事業所に対する移動体制を強化することによる次の内容を検討する。
    - ① 既存の移動支援の利用者への影響 (サービスが利用できなくなる、車を利用 した場合の運賃相当額の支払いが生じるなど)を検討!
    - ② 移動支援事業所の事業の運営に関する影響(採算が取れず事業を廃止など)を検討!
    - ③ 「移動支援の利用の手引き (ガイドブック)」の作成を検討!

## (6) 障害者ガイドボランティア事業の事業化の推進(市社協ボラセンと連携)

- ◇ 障害者外出支援ボランティア養成講座(市社協主催)の継続実施
  - ⇒ 市社協ボラセンとの連携を積み重ね、地区社協のボラセンとの連携を模索
- ◇ 障害者ガイドボランティア事業と移動支援事業の役割分担
  - ☆ 障害者ガイドボランティア事業を推進することによる次の内容を検討する。
    - ① 障害者ガイドボランティア事業の業務内容について、移動支援事業との 役割分担を踏まえて検討!
    - ② 市社協ボラセン等の業務の増大に伴うボランティア業務の運営への影響 を検討!
    - ③ 移動支援事業費の減少と障害者ガイドボランティア事業の実施による新たな 経費の発生について、市の移動支援施策全体の経費への影響を検討!

# 令和元年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会

く参考資料>

## 1. 協議会の設置要綱

## 〇 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議 によって組織する。

- 2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。
- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。
- 4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。
- (1) くらしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 相談支援連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) こども支援連絡会 児童期におけるライフステージに応じた適切な支援を行うために、教育、福祉及び家庭の連携並びにサポートブックの活用の推進について
- 5 個別支援調整会議は、具体な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。
- 6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議するべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

#### (全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 全体会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。
- 3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 第5条 全体会は、会長が招集する。
- 2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。 第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

#### (つながり創り連絡会)

第8条 くらしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、 別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機 関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織 する。

第9条 くらしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会にそれぞれ会長を置き、くらしを支える連絡会、相談支援連絡会又はこども支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、くらしを支える連絡会、相談支援連絡会 及びこども支援連絡会の委員の任期、会長の職務及びくらしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこど も支援連絡会の会議について準用する。

## (個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それ ぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

#### (課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

2 課題別会議の委員の任期は、実務者運営会議で設定された課題別会議の課題を協議するために必要な期間(3年を上限とする。)とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

#### (秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

## 2. 協議会の傍聴に関する要領

## 〇 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に 関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議の公開)

- 第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。
- 2 協議会の公開の対象となる会議(以下「会議」という。)は、全体会、実務者運営会議、つながり 創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないこと に合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

### (傍聴人の定員)

- 第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。
- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、1 0分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

#### (傍聴章)

- 第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章 (別記様式) の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。
- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

## (傍聴者の遵守事項)

- 第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1)会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の 許可を得たときは、この限りでない。
  - (5)会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
  - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
  - (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
  - (8) むやみに席を離れないこと。
  - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

別記様式(第4条第1項関係)

Νo

横須賀市障害とくらしの支援協議会

# 傍聴章

(お帰りの際は事務局へお返しください。)

## 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局



(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 TEL. 046-822-9837 FAX. 046-825-6040 e-mail: hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL: http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp

